

## 環 境 配 慮 対 象 事 業

(条例第2条7号の規定による。規則第3条)

	事 業 の 種 類	事 業 の 概 要
1	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
2	都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業	開発区域の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
3	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けて行う開発行為の事業	土地の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
4	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業	(1) 建築物の新築の事業で、敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの (2) 建築物の増改築の事業で、該当建築物の増改築後の延べ面積が、平成17年10月1日における当該建築物の延べ面積の1.2倍以上となるもの（当該建築物の敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のものに限る。）
5	建築物の新築又は増改築の事業	駐車場又は資材置場の用に供する土地の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
6	駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業（前項に掲げる事業に該当するものを除く。）	(1) 豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第2条第5号イに該当する開発行為であって、開発区域の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの (2) 池の埋立ての事業
7	その他	